

【部局横断取組】

情報システムの標準化・共通化

目 次

1 国の動向	P 2
(1) 概要	P 2
(2) 標準化の意義	P 5
2 本市の標準化への対応	P 5
(1) 情報システムの標準化・共通化の取組みに対する懸念点	P 5
(2) 移行方針	P 6
(3) 移行作業	P 6
(4) スケジュール（予定）	P 7
(5) 令和5年度事業費及び財源内訳	P 8

情報政策推進室

令和5年2月

情報システムの標準化・共通化

1 国の動向

(1) 概要

急速な少子化・高齢化による人口減少時代を迎え、労働人口が減少する中でも継続して行政サービスが提供できるよう、デジタル技術を活用した生産性の向上及びこれまでの制度や組織、業務の変革等への取組みが求められている。

このような状況を踏まえ、国は、住民の利便性の向上及び自治体の行政運営の効率化に寄与するよう、自治体の情報システムの標準化・共通化の取組みを推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号、令和3年9月1日施行。以下「標準化法」という。）を制定し、標準化法第5条第1項の規定に基づき「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和4年10月閣議決定。以下「基本方針」という。）を定めた。

その中で、住民記録や税など自治体の主要な20業務を処理するシステムについては、令和7年度末までにガバメントクラウド（国が整備するクラウド環境）を活用した標準準拠システムへ移行することを自治体へ求めている。

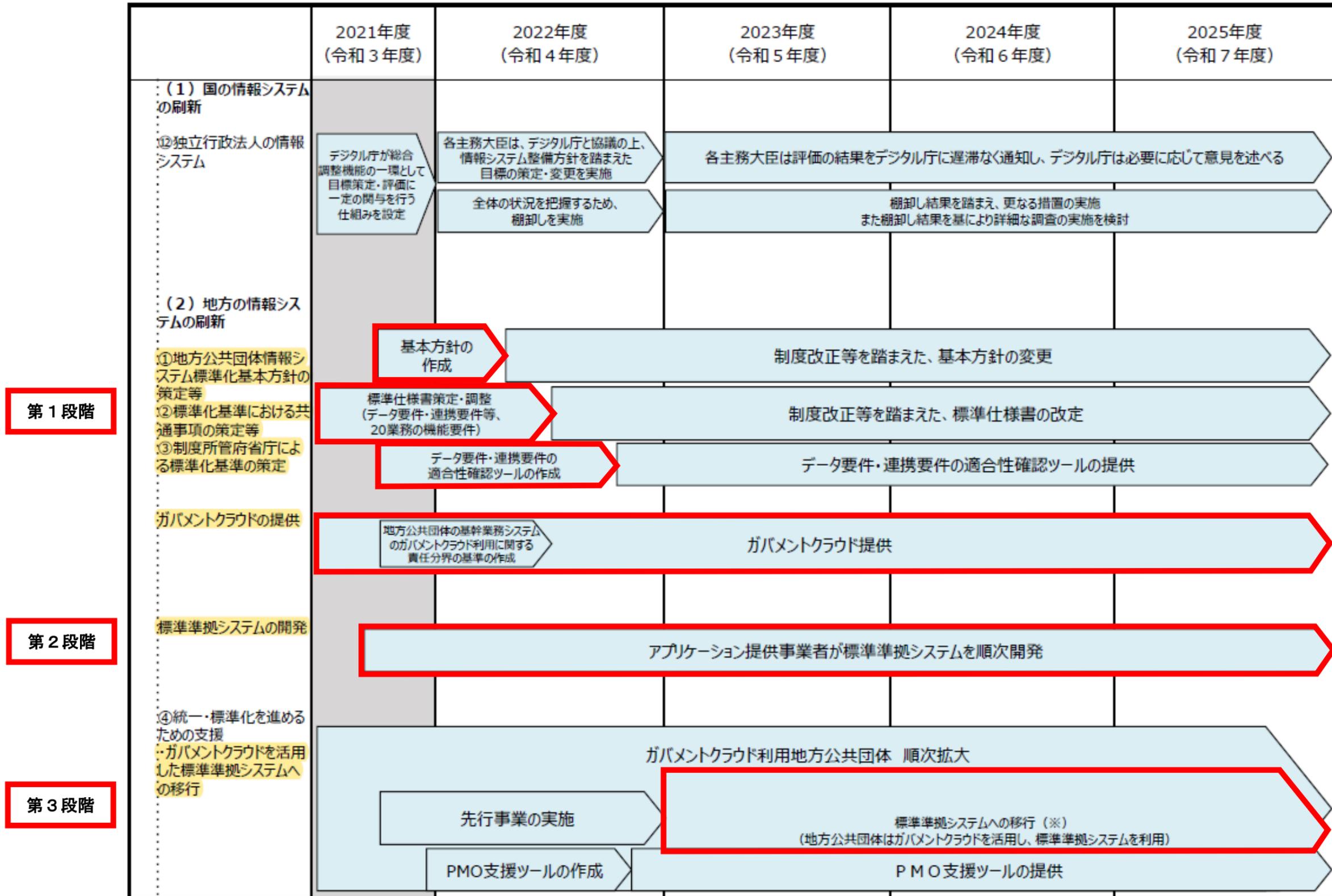
具体的には、次の3段階で移行していくこととなっている。

- ・ 第1段階：国は、標準仕様書を策定するとともに、システムを動かす環境となるガバメントクラウドを整備・提供
- ・ 第2段階：ベンダ（システム開発事業者）は、国が規定する標準仕様書に基づきシステム（標準準拠システム）を構築
- ・ 第3段階：自治体は、構築された標準準拠システムの中から選定し、ガバメントクラウド上で利用

標準化対象事務（政令で定められた20業務）

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

※ 自治体情報システムの標準化・共通化・ガバメントクラウド活用スケジュール
 (出典:「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月閣議決定))



※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。

(2) 標準化の意義

ア 人的・財政的負担の軽減

- ・システムを個別に所有する必要がなくなり、運用経費等が抑制。
(システム移行完了後に平成30年度比で運用経費等を少なくとも3割削減)
- ・ベンダとの調整や仕様作成業務の削減により、人的負担が軽減。

イ 行政サービス・市民の利便性の向上

- ・削減された時間を、企画立案や市民への直接的なサービス提供などの業務に注力できるようになり、行政サービスが向上。
- ・標準準拠システムとマイナポータル「ぴったりサービス」との接続も標準化され、オンライン化が推進されることにより、市民の利便性が向上。

ウ 行政運営の効率化

- ・標準準拠システムに業務を合わせるよう、事務のやり方を見直すことや、審査・決裁・通知までを一貫してデジタルで処理できるようにすることで、職員の負担が軽減。
- ・「ガバメントクラウド」活用により、サーバー等機器の調達・維持管理の負担が軽減。

2 本市の標準化への対応

標準準拠システムへの対応は、法令で義務付けられており、令和7年度末とされている期限内に、安全かつ確実にシステムを移行する必要がある。

このことから、「現行システムの更新時期」、「ベンダの対応状況」を総合的に勘案し、システム移行を計画的に進めていく。

(1) 情報システムの標準化・共通化の取組みに対する懸念点

期限内に安全かつ確実に移行を目指すうえで、次の3点の懸念点があげられる。

ア システムが調達できないリスク

各自治体がベンダへ移行作業を委託する時期が集中することと、ベンダの開発期間が短期間となることから、製品完成を待ってプロポーザルによる選定を行ったとしても、ベンダが要員を確保できず、どのベンダも選定に応募しないリスクがある。

イ 職員の事務負担の増加

短期間に集中してシステム更新作業を行うことに加え、標準化対象事務そのものを標準的な業務フローに基づいて見直すため、職員の負担が増加する。

ウ 標準化対象外の事務への対応

本市の情報システムは、標準化対象事務だけでなく、市独自の施策など標準化対象外の事務も処理しており、その運用検討やシステム構築等の対応が必要となる。

(2) 移行方針

前述したような懸念点を踏まえるとともに、市民サービスへの影響を、最小限に抑えるため、本市の標準準拠システムへの移行方針は、次のとおりとする。

ア 現行システムベンダが開発する標準準拠システムへ移行

標準化の対応に伴う事務の見直しやシステム選定に係る職員の負担を軽減し、令和7年度末までに安全かつ確実に移行を完了するため、原則として、現行システムのベンダが、ガバメントクラウド上に構築する標準準拠システムへ移行する。

イ 国が整備するガバメントクラウドを利用

本市の情報システムは、主に庁内にサーバー機器等を設置して運用しているが、サーバー等の機器調達や維持管理が職員の負担となっていることと、システム標準化に係る国の財政措置の交付要件が「令和7年度末までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行すること」とされていることから、ガバメントクラウドを利用することとする。

ウ 「共通基盤」を介したデータ連携

現在、標準化対象のシステムと標準化対象外のシステムとのデータ連携は「共通基盤」を介した連携とファイル連携により行っており、移行後も「共通基盤」を介したデータ連携とする。

(3) 移行作業

標準準拠システムの稼働までに必要な作業としては、「現行システムと新システムとの比較分析」「新機能等に対応するための運用検討」などの事前準備作業と、「システム移行時の設定」「データ移行」「運用テスト」などの移行作業があり、システムの規模に応じて、稼働までに1～2年程度を要する。

(4) スケジュール (予定)

システム名 (業務番号)	区分	R5年度	R6年度	R7年度	稼働予定年月
税系 (⑦,⑨,⑩,⑱)	現行	→			R7.1月
	構築	→	→		
福祉系 (②,⑬,⑰)	現行	→			R8.1月
	構築	→	→		
滞納整理支援 (②,⑦~⑩,⑰~⑱)	現行	→			R8.3月
	構築		→	→	
個人住民税課税 (⑧)	現行	→			R7.1月
	構築	→	→		
国民年金 (⑳)	現行	→			R7.1月
	構築	→	→		
介護保険 (⑰)	現行	→			R8.1月
	構築	→	→		
後期高齢者医療 (⑱)	現行	→			R8.3月
	構築	→	→		
児童福祉 (①,⑭)	現行	→			R8.3月
	構築	→	→		
公費負担管理 (⑬,⑰)	現行	→			R8.3月
	構築		→	→	
生活保護 (⑮)	現行	→			R8.3月
	構築		→	→	
住民記録系 (③,⑤,⑥,⑫)	現行	→			R7.1月
	構築	→	→		
戸籍 (④,⑪)	現行	→			R8.3月
	構築		→	→	
就学助成 (⑫)	現行	→			R8.3月
	構築		→	→	
期日前・不在者投票 (⑥)	現行	→			R7.1月
	構築		→		

※  (黒矢印) : 現行システムの契約期間 (更新時期)

※  (赤矢印) : 事前準備作業 (現行システムと新システムとの比較分析、標準準拠システムの新機能等に対応するための運用検討等)

※  (青矢印) : 移行作業 (システム移行時の設定、データ移行、運用テスト等)

※ システム名の下段の業務番号は、2ページに記載する標準化対象事務の番号。

(5) 令和5年度事業費及び財源内訳

令和5年度から事前準備作業に着手するシステム及び事業費等は次のとおりである。

システム名	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他 ^{※1}	一般財源
税系	千円 5,940	千円 —	千円 —	千円 —	千円 5,940	千円 —
福祉系	27,720	—	—	—	27,720	—
個人住民税 課税	209,344	—	—	—	16,646	192,698
国民年金	12,650	12,650 ^{※2}	—	—	—	—
介護保険	13,970	—	—	—	13,970	—
後期高齢者 医療	8,360	—	—	—	8,360	—
児童福祉	10,560	—	—	—	10,560	—
住民記録系	2,310	—	—	—	2,310	—
合計	290,854	12,650	—	—	85,506	192,698

※1 事業助成金（デジタル基盤改革支援補助金 補助率10/10）

自治体の人口規模により、標準化対象20業務全体の補助上限額が設定され、本市の補助基準額375,900千円（R3～R7）を標準化対象業務システムの構築経費をもとに案分

【参考】

本市の補助基準額の上限額及び算定方法

$$21,350\text{万円} + \frac{(416,405\text{人}^* - 20\text{万人}) \times 750.0\text{円/人}}{10} = 375,900\text{千円}$$

（固定費）

（変動費）

（10万円未満切上げ）

※ 令和2年1月1日時点住民基本台帳人口総計

※2 国民年金事務費委託金（補助率10/10）

【参考法令等】

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（標準化法）（令和3年法律第40号）

<一部抜粋>

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定め、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「地方公共団体情報システム」とは、地方公共団体が利用する情報システムであって、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務として政令で定める事務（以下「標準化対象事務」という。）の処理に係るものをいう。

2 略

3 この法律において「地方公共団体情報システムの標準化」とは、住民の利便性の向上、地方公共団体の行政運営の効率化及び地方公共団体情報システムに係る互換性の確保のため、地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方公共団体が利用することをいう。

（基本理念）

第3条 地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、官民データ活用推進基本法及びデジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）その他の関係法律による施策と相まって、地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もって住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関する施策を総合的に講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、地方公共団体情報システムの標準化を実施する責務を有する。

第二章 基本方針

第5条 政府は、地方公共団体情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地方公共団体情報システムの標準化の意義及び目標に関する事項

二 地方公共団体情報システムの標準化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき次に掲げる事項に関する基本的な事項

イ 電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に係る事項

ロ サイバーセキュリティに係る事項

ハ クラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用した地方公共団体情報システムの利用に係る事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、各地方公共団体情報システムに共通する基準を定めるべき事項

四 次条第1項及び第7条第1項の基準（以下「標準化基準」という。）の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体情報システムの標準化の推進に関し必要な事項

3 略

第三章 標準化基準等

第6条 略

第7条 略

(標準化基準に適合する地方公共団体情報システムの利用)

第8条 地方公共団体情報システムは、標準化基準に適合するものでなければならない。

2 略

地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和4年10月閣議決定）〈一部抜粋〉

第2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(5) 標準準拠システムへの円滑な移行 とトータルデザインの実現

- 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行できる環境を整備することを目標とする。

（中略）

- また、標準準拠システムへの移行完了後に、標準化対象事務に関する情報システムの運用経費等については、平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減を目指すこととし、国はデジタル3原則に基づくBPRを含めた業務全体の運用費用の適正化のための次の取組を行うことにより、当該目標の実現に向けた環境を整備する。

（後略）

